

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	第一次大戦期ドイツ - ポーランド関係における南ドイツ貴族のクロトシン侯領 : 世襲財産廃止の特殊事例
Author(s)	加藤, 房雄
Citation	広島大学経済論叢 , 44 (3) : 1 - 21
Issue Date	2021-03-10
DOI	
Self DOI	10.15027/50944
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00050944
Right	Copyright (c) 2021 広島大学
Relation	



第一次大戦期ドイツ - ポーランド関係における 南ドイツ貴族のクロトシン侯領 ——世襲財産廃止の特殊事例——

加藤 房 雄

I 問題

レーゲンスブルクに本拠を置くトゥルン・ウント・タクシス (Thurn und Taxis) 侯爵家¹は、土地所有規模の総体から知られるとおり、「ハプスブルク帝国」²まで含む「大ドイツ的な」³ヨーロッパ世界を眺望しうるほどのドイツ屈指の大土地所有者一族である。ヴェルテンベルクだけではなく、遙かエルベ以東の地、プロイセンのポーゼン州にもまた25,000ヘクタールを超える広大な「クロトシン侯領」⁴ (Fürstentum Krotoszyn) を構えたのは、その一環にすぎない。⁵「ポーゼン大公国 (Großherzogtum Posen) における唯一の〔プロイセン〕王家レーン (Thronlehen)」⁶だった該所領は、16世紀にはすでにその存在を知られていたが、1819年、世襲男系の「新たに作られた侯領」⁷として、トゥルン・ウント・タクシス家の手に渡る。同侯領は、カール・アレクサンダー侯が、「郵便大権」⁸ (Postregal) を譲渡する補償として、プロイセンから譲り受けた

¹ 以下、適宜「タクシス家」の略称を使い分ける。同家「ブリュッセル・フランクフルト・レーゲンスブルク系」のLamoral II. Claudius伯爵が、1653年、初めて「トゥルン・ウント・タクシス」と名乗ることを許された。Vgl. Volker Reinhardt (Hrsg.), Deutsche Familien. Historische Portraits von Bismarck bis Weizsäcker, München 2005, Die Thurn und Taxis von Wolfgang Behringer, S. 193 u. 196.

² 佐藤勝則『オーストリア農民解放史研究——東中欧地域社会史研究序説』多賀出版、1992年、特に、第7章 オーストリア農民解放とハプスブルク帝国、参照。

³ Wolfgang Behringer, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, München 1990, S. 331 f.; ヴォルフガング・ペーリンガー、高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』三元社、2014年、404～406頁、参照。

⁴ Robert Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, Regensburg 2018, Inaugural-Dissertation zur Erlangung der Doktorwürde der Fakultät III für Philosophie, Kunst-, Geschichts-, und Gesellschaftswissenschaften der Universität Regensburg (ungedruckte Manuskripte).

⁵ 加藤房雄「ヴェルテンベルクのトゥルン・ウント・タクシス家とプロイセンのクロトシン侯領—ドイツ世襲財産の一形態」『広島大学経済論叢』第44巻、第1・2号、2020年11月、II トゥルン・ウント・タクシス家の大土地所有、参照。

⁶ R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 179. 「王家レーン」については、vgl. Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Domänenkammer (以下FTTZA DKと略記), Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen? (8. 1. 1924), Gutachten betreffend die Frage: Hat Polen Rechte an Krotoschin? (12. 5. 1926), o. Bl. 両文書は、クロトシン侯領の引き渡し・売却の方式や価格をめぐる1920年代の雑多な契約書や法律上の各種所見を集成した史料に含まれる。

⁷ Neue Deutsche Biographie, herausgegeben von der Historischen Kommission bei der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, Bd. 26, Berlin 2016, S. 231.

大土地所有にほかならない。「王家レーン」とは、国家を「レーン主」(Lehnsherr)とする「国家レーン」(Staatslehn)、すなわち、プロイセンの「国家高権」(Landeshoheit)の下にある「御料地」(Domanialeigentum)のことだった。侯領は、その後、長子相続制の極みと言うべき「マヨラート制」⁹(Majorat) = 「同一親等長子優先相続制」を採る「譲渡制限家族財産」¹⁰(gebundenes Familiengut) = 「広義の世襲財産(フィデイコミス)」¹¹として、20世紀まで存続する。

レーンを含む「家族財産」全般の「廃止」¹²(Auflösung)を決めたのは、1919年3月10日の「家族財産条令」¹³である。第1表は、プロイセンにおける家族財産廃止の全体状況を、1932年1月1日の資料に基づいて概観している。¹⁴当時のプロイセンに、家族財産は合計1,338存在したが、圧倒的多数は、狭義のフィデイコミスだった(86.92%)。だが、三つ合わせて一割を超えた自余の譲渡制限財産を無視してはならず、少数ながらレーンもまた4.19%(56)を数えた。「封土」とも訳されることのあるプロイセンのレーンが、ワイマル末期にあっても一定数残存した事実は決して無意味ではない。ドイツの「譲渡制限財産」は、19世紀末以降の古典的帝国主義期においても、なお命脈を保った。だが、第一次大戦を終結させたヴェルサイユ条約が結ばれ、同条約批准日の10日後に当たる1920年1月20日を以って、若干の西部諸郡を除くポーゼン州と西プロイセンの大部分とのポーランドへの割譲が正式に決定されるに及び、¹⁵トゥルン・ウント・タクシス家の苦難は極まる。それゆえ、当然、1932年の第1表から、クロトシンを含む旧ポーゼン州の数値を知ることはできない。では、実際の経緯は、どうだったか。ヴェルサイユ条約をめぐるドイツ-ポーランド関係激変の展開は、クロトシンに、どのような影を落としたのか、落とさなかった

⁸ Harald Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung in West- und Süddeutschland. Höhe und Verwendung bei Standes- und Grundherren, Stuttgart 1968, S. 62 u. 67. 「郵便大権」とは、タクシス家によって郵便事業が独占的専一的に行われることを、皇帝が認めた経営・収益特権。

⁹ R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 179. 「同一親等長子優先相続制」または「長子・親等同等優先相続制」の詳細については、加藤房雄「ドイツ語圏の世襲財産—比較史研究序説」『広島大学経済論叢』第42巻、第1・2号、2018年11月、IIの1フィデイコミスの相続原理、参照。

¹⁰ Franz Schlegelberger (Hrsg.), Rechtsvergleichendes Handwörterbuch für das Zivil- und Handelsrecht des In- und Auslandes, Dritter Band, Berlin 1931, Fideikommiss (Ernst Kübler und Wilhelm Beutner), S. 343 und 348.

¹¹ 家族世襲財産(Familienfideikommiss)・レーン(Lehen)・世襲貴族財産(Erbstammgut)・直臣貴族財産(standesherrliches Hausvermögen)の計四種から成る「譲渡制限家族財産」全般を「広義のフィデイコミス」と捉える見地については、vgl. Otto Schulz, Die Gesetzgebung der deutschen Länder betr. die Auflösung der Fideikommiss, in: Juristische Wochenschrift, herausgegeben vom Deutschen Anwaltverein, 58. Jahrgang, Heft 27, 6. Juli 1929, S. 1929. ドイツ史におけるフィデイコミスの意義については、Fusao Kato, Das preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus, Frankfurt am Main 2017を参照。

¹² 加藤房雄「ドイツ諸邦における世襲財産の廃止—プロイセンと南ドイツ・グループ」『広島大学経済論叢』第43巻第3号、2020年3月所収、参照。

¹³ Verordnung über Familiengüter vom 10. März 1919. Vgl. Ernst Kübler und Wilhelm Beutner, Die Auflösung der Familiengüter in Preußen. Gesetze, Verordnungen und Ausführungsbestimmungen mit ihren Begründungen nebst den Entscheidungen des Landesamts für Familiengüter unter Berücksichtigung der Rechtsprechung sonstiger oberster Reichs- und Landes Behörden, Berlin 1927, S. 1-9.

¹⁴ Vgl. Oskar Klässel u. Karl Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikommiss und sonstigen Familiengüter sowie der Hausvermögen in Preußen auf der Grundlage des Zwangsauf Lösungsgesetzes vom 22. April 1930, Erster Teil, Die Waldsicherung bei der Auflösung, Berlin 1932, S. 150 f.

¹⁵ Vgl. Martin Broszat, Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik, Frankfurt am Main 1972, S. 212.

第1表 プロイセンにおける家族財産廃止の統計的概観（1932年）

	家族世襲財産	世襲貴族財産	直臣貴族財産	封土	全体
存在数	1,163	74	45	56	1,338
	86.92%	5.53%	3.36%	4.19%	100%
所有面積	1,799,195	18,629	408,659	48,730	2,275,213
	79.08%	0.82%	17.96%	2.14%	100%

出典：Oskar Klässel u. Karl Koehler, Die Zwangsauflösung der Familienfideikomnisse, Berlin 1932, S. 151より作成。所有面積単位は、ヘクタール。

のか。また、1919年の条令は、当該侯領とは無関係だったのか。無縁ではなかったとすれば、その関わりは、いかなるものだったか。さらに、タクシス家は、自分の所領の存亡に直結する戦後の難局に、どのように対処したのか。「タクシス家のクロトシン侯領の現代史」をめぐる、経済史・法制史・政治史・貴族史上のこのような諸問題の所在に、疑問の余地はない。

本稿は、ドイツ世襲財産論の内容を豊富化するために、南ドイツ貴族のトゥルン・ウント・タクシス家に着目し、遠く離れた東エルベの地で果たした同家の独自の社会経済的機能様式の把握を目指して開始した前稿¹⁶の分析に引き続き、以下の考察の順序で検討を進める連続論考の一環である。まず、タクシス家の20世紀史に踏み入って、所領管理の実態に迫るために、レーゲンスブルクの『トゥルン・ウント・タクシス侯爵中央文書館』（Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv）所蔵史料を使う基礎作業を行い（Ⅱ 20世紀の所領管理）、次に、時代背景と法律論に関する一定の準備的考察を果たす手順を踏んだ上で、第一次大戦後、プロイセン・ポーゼン州のポーランドへの割譲が惹き起こしたクロトシン侯領の苦難の実相に触れ、同侯領の消滅に示されるドイツ大土地所有史終焉的一幕とドイツ・ポーランド現代関係史の一齣を明らかにする（Ⅲ クロトシン侯領の消滅）。終わりに、全体の分析成果を二つの論点に限定して整理することによって結びに代える（Ⅳ 結語）。

Ⅱ 20世紀の所領管理¹⁷

まず、20世紀初頭期の土地所有の状況を概観しよう（第2・3・4表参照）。¹⁸アーデルナウ・クロトシン両郡を所在地とする侯領は、両者ともに1万ヘクタールを超える二つの大所領から成る。その構成比は、およそ四割強対六割弱なので、前者よりも後者の方が大きい。ただし、アーデルナウ郡では林地が、相当大きな割合を占め、クロトシン郡の状況は、逆に、農用地がかなり優勢で、全体としては、農用地47.84%、林地50.65%となっている。侯領は、農用地と林地には

¹⁶ 加藤房雄「プロイセンのクロトシン侯領」参照。

¹⁷ 使用資料上の制約により、ここでの検討は、労働力構成の実態を含む経営様式の総体を明らかにするものではない。そのためには、ポーゼンの公立文書館（Staatsarchiv）史料の分析は必須の作業だが、1945年、戦禍に紛れて焼失した。Vgl. R. Kędziński, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 2.

¹⁸ 主要な典拠は、ニーカマーの『農場住所録』である。Vgl. Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. VI, Güter-Adressbuch der Provinz Posen. Nach amtlichen Quellen und auf Grund direkter Angaben bearbeitet, Stettin 1907, S. 2 f. u. 48-53.

第2表 クロトシン侯領の土地所有

	アーデルナウ郡	クロトシン郡	合計
農用地	3,984ha (31.16%)	8,802ha (68.84%)	12,786ha : 47.84% (100%)
林地	6,997 (51.68%)	6,542 (48.32%)	13,539 : 50.65% (100%)
全体	11,084 (41.47%)	15,644 (58.53%)	26,728 : 100% (100%)

(註記) 農用地に、荒蕪地・池などは含まれない。侯領全体の数値は、原表の全数値の加算分を採用した。

(出典) (Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 2, 48 u. 50より作成。

第3表 アーデルナウ郡のクロトシン侯領 (単位：ヘクタール)

	総面積	耕地	牧草地	放牧地	林地	荒蕪地	池など
農場							
自己管理	994	260	717	12	—	—	5
Baben	905	598	182	71	3	45	6
Chwaliszew I	196	162	29	—	—	5	—
Chwaliszew II	431	384	36	—	—	10	1
Danischin	233	161	66	1	—	4	1
Lonkocin	268	264	—	—	—	4	—
Chruszczyn	90	72	11	4	—	2	1
Hutta	275	156	42	21	12	44	—
Raczyce	249	188	47	—	10	4	—
Uciechow	340	234	96	—	1	7	2
諸農地	117	51	66	—	—	—	—
山林							
Glisnica	2,954	—	—	—	2,954	—	—
Lonkocin	1,068	—	—	—	1,068	—	—
Sophienau	532	—	—	—	532	—	—
Swieca	2,429	—	—	—	2,429	—	—
クロトシン侯領	11,084	2,525	1,320	139	6,997	87	16

(註記) 数値は原表どおり記載した。総面積3、耕地5、牧草地28、放牧地30、林地12、荒蕪地38の乖離が見られる。

(出典) (Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 2より作成。

ほ「二等分」¹⁹される二元構成の点では、1819年時点と同じであるが、両者の数値を比較すると、約12,697ヘクタールの農用地に有意の変化は見られなかった一方、およそ12,620の林地は、900ヘクタール以上増えたことが分かる。²⁰クロトシンの19世紀は、相当活発な造林が行われた時代だっ

¹⁹ R. Kedzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn in der Provinz Posen unter der Herrschaft von Thurn und Taxis, S. 179.

第4表 クロトシン郡の侯領 (単位：ヘクタール)

	総面積	耕地	牧草地	放牧地	林地	荒蕪地	池など
農場							
Herzogstein I (Glogowo)	845	304	6	6	519	9	1
Albertshof	777	686	54	12	1	23	1
Birkenstein	302	272	21	—	—	9	—
Eichwald	416	360	13	2	30	11	—
Fürstenstift	415	363	26	8	—	16	2
Herzogstein II (Glogowo)	318	296	6	6	—	9	1
Hoymsthal	597	518	45	14	—	19	1
Kammerhof	499	405	55	13	—	14	12
Karlstein	332	305	15	5	—	7	—
Margarethenhof	296	259	22	2	2	10	1
Neudorf	220	200	12	3	—	5	—
Oberambach	629	546	53	16	2	10	2
Prinzenhof	642	567	39	18	—	16	2
Rübenfeld	319	293	11	6	—	7	2
Sagenhof	325	284	33	—	—	7	1
Sassenstein	412	374	16	3	—	14	5
Sonnenfeld	419	362	35	7	—	14	1
Theresienstein	864	696	95	24	—	41	8
Wiesenfeld	549	490	47	1	1	10	—
Krotoschin (Pfarrgut)	122	108	13	—	—	1	—
諸農地	362	334	12	5	3	8	—
山林							
Blankensee	2,015	—	—	—	2,015	—	—
Hellefeld	808	—	—	—	808	—	—
Rhamberg	540	—	—	—	540	—	—
Theresienlust	2,621	—	—	—	2,621	—	—
総面積	15,644	8,022	629	151	6,542	260	40
クロトシン侯領	13,840	7,311	610	139	5,501	241	38

(註記) 数値には、総面積1,804、林地1,041等の乖離が見られる。アーデルナウ郡同様の自己管理分と思われる。Theresienlustの数値は、レーン化されなかった自由地 (Allod) の林地519を含む。

(出典) (Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 48 u. 50より作成。

た。アーデルナウ郡 (第3表) の自己管理以下10農場とクロトシン郡 (第4表) のKrotoschinまでの20農場の合計30中、大規模なものは、アーデルナウ郡の自己管理とBaben、そして、クロトシン郡のTheresiensteinとGlogowoの994、905、864、845であり、比較的小さくても、アーデルナウ郡のChruszczynとChwaliszew Iの90と196、そして、クロトシン郡Neudorfの220の数値が得ら

²⁰ 1819年の数値については、加藤房雄「プロイセンのクロトシン侯領」49頁参照。

れる。結局、計29の農場が、農業経営統計上、100ヘクタールを超える大経営層に分類され、一番小さいChruszczynでも、大経営にもう一步のラインまで届いている。²¹例外なく広大な林地は、Sophienauの532が最小で、アーデルナウ郡の大きなGlisnicaは、3,000近くに達していた（単位：ヘクタール）。同所領は、農林業一体の経済的統一体を成す一箇の「森林・農場複合体」²²と云ってよい。

経営指標の不変資本部分を概観すると、第一に、家畜の保有状況は、第5表のとおりである。羊が一頭しか記録されていないアーデルナウ郡の牧羊は皆無と言えるが、侯領全体では、乳牛を含む用畜・役畜の育種と飼育、そして、牛と豚の畜産、さらに、酪農と牧羊も満遍なく行われている状況が見て取れる。家畜の保有比率を見ても、牡牛と豚の数値は比較的高いが、全体としてはバランスが取れていた。ポーゼンと東プロイセンの単純な比較にすぎないにせよ、牧羊に大きく特化した東プロイセンのプレーケルヴィツ農場との違いは、明らかである。²³国防軍からの軍馬需要の大幅な拡大を見込めた1930年代の同農場の馬が7.36%だったのに対して、20世紀初頭期のクロトシンでは、馬の比率は、すでに、全体の16.82%に達していた。軍馬（Remonte）育種の東部国境地帯（オストマルケン）における意義は大きかった。なお、保有数の大きな開きが、四千ヘクタール程度のプレーケルヴィツと、その六倍以上もの巨大なクロトシンとの所有地面積の少

第5表 家畜保有状況

	馬	牛		羊	豚	合計
		計	内、牝牛			
アーデルナウ郡	1,099	1,887	815	1	1,287	4,274
クロトシン郡	2,057	5,470	2,406	3,152	3,807	14,486
侯領全体	3,156	7,357	3,221	3,153	5,094	18,760
	(16.82%)	39.22%	17.17%	16.81%	27.15%	100%
プレーケルヴィツ	250	650	-	1,500	1,000	3,400
	(7.36%)	19.12%		44.12%	29.41%	100%

（註記）東プロイセンのプレーケルヴィツは約4,000ヘクタール規模。

（出典）(Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 2, 48 u. 50; Alexander Fürst zu Dohna-Schlobitten, Erinnerungen eines alten Ostpreußen, Berlin 1989, S. 127; Familienverband der Burggrafen zu Dohna. Prökeltwitz (Prakwice) von Constanze (<http://familienverband-dohna.de/author/Constanze/>), abgerufen am 30. September 2019より作成。

²¹ 1882年と1895年そして1907年の「農業経営統計」の基本的特徴については、その系統的分析を果たした以下の連作を参照。「農民層の分解と『ユンカー経営』の資本主義的進化・その一般的検証」を副題とする、加藤房雄「19世紀末プロイセン農業経営の動向」「19世紀末プロイセン農業経営の労働力構造と農業人口の階層構成」『経済論叢』第117巻、第1・2号、同巻、第4号、1976年1・2月、同年4月、所収。その成果の簡潔な要約として、加藤房雄『ドイツ世襲財産と帝国主義——プロイセン農業・土地問題の史的考察』勁草書房、1990年、第1篇、第1章 プロイセン農業における進化の基本的傾向、参照。

²² 加藤房雄「ワイマル期ドイツの世襲財産と森林——『世襲財産廃止法』の意義」『歴史と経済』第220号、2013年7月、36頁。

²³ ドーナ家のプレーケルヴィツについては、vgl. Alexander Fürst zu Dohna-Schlobitten, Erinnerungen eines alten Ostpreußen, Berlin 1989, S. 124 ff.; Familienverband der Burggrafen zu Dohna. Prökeltwitz (Prakwice) von Constanze (<http://familienverband-dohna.de/author/Constanze/>), abgerufen am 30. September 2019. なお、加藤房雄「ワイマル期ドイツの『アメリカ債』と『ロンドン債務協定』——金融史と農業史：交錯の一齣」『広島大学経済論叢』第40巻、第1・2号、2016年11月、8～10頁を併せて参照のこと。

なからぬ違いに起因するものである点に疑問の余地はない。第二に、所領内の産業用施設については、資料から知られる以下の事柄を付記するに留める。アーデルナウ郡には、蒸気力利用の蒸留酒製造所と、軍馬・畜産（牛・豚）用設備が、そして、製粉所と蒸気力利用の五つの蒸留酒製造所ならびに別の蒸留酒製造所がもう一つ、クロトシン郡に併設されていた。

次に重要なのは、侯領の人的構成である。²⁴最初に、農場経営が仕事の借地人（Pächter）、そして、林業と森林保全を本務とする管理人（Verwalter）の20世紀初頭の総数を示す第6表を見よう。アーデルナウ郡では、7人の借地人と6人の管理人が働き、クロトシン郡には、16人と10人が配置され、結局、侯領全体において、23人と16人の計39人が、所領管理の上層部を形成する。財務局長（Rentkammerdirektor）兼、王領地試補（Domänen-Assessor）の二つの肩書を持つマイ（Adolf May）は、管理人の中でも別格の存在で、レーゲンスブルクから遠く離れたクロトシン城において、タクシス侯爵より全権を委任された代理人の重責を担った。なお、借地人のなかには、騎士農場所有者が一人と三人の未亡人が存在し、マイ以外の管理人の多くの者には、営林監督（Revier-Förster, Oberförster, Fürstlicher Forstmann, Forstmeister, Förster）のタイトルが与えられた。²⁵

山林経営の責任を果たす管理人に着目すると、第7表は、管理人の中で最も重要な役割を担った終身雇用の使用人（Beamte）に関する一覧表である。クロトシンには、営林監督（Förster）等

第6表 借地人と管理人

	アーデルナウ郡	クロトシン郡	侯領全体
借地人	7	16	23
管理人	6	10	16
合計	13	26	39

（出典）(Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 3, 49 u. 51より作成。

第7表 林地使用人の内訳（1）終身雇用 1924年1月1日

姓名	部署	年齢	国籍	任用	役職（肩書）	昇進
B. Arlt	Swieca	56	ポーランド	1891.12.15	営林監督上級職	1922.5.1
A. Paul	Glisnica	49	ドイツ	1896.10.1	営林監督上級職	1913.3.1
K. Riedel	Blankensee	51	ドイツ	1895.1.2	営林管理人	1911.1.1
K. Werk	Hellefeld	51	ドイツ	1893.11.1	営林管理人	1909.10.15
H. Scholze	Korytnica	46	チェコ	1902.10.29	営林監督	1920.5.1
R. Hipper	財務局	58	ドイツ	1897.1.1	建築監督	1897.1.1

（註記）部署は、Hipperを除く全員が、各営林区。チェコは、チェコスロヴァキア。

（出典）Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Domänenkammer（以下FTTZA, DKと略記）、Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Krotoschin. Verzeichnis der F. Beamten und Bediensteten nach dem Stande vom 1. Januar 1924, o. B.

²⁴ 典拠は、『トゥルン・ウント・タクシス侯爵中央文書館』所蔵資料の「使用人一覧表（1924年1月1日）」（FTTZA, DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Krotoschin. Verzeichnis der F. Beamten und Bediensteten nach dem Stande vom 1. Januar 1924）である。

²⁵ マイは、両郡で管理人を務める。クロトシンの管理人10人は、人物としては9名。そして、未亡人の一人は、借地経営を二つ担当した。

の肩書を持つ合計六人の管理職が配属されている。ドイツ人の役職者が多いとは言え、国籍上ポーランドとチェコスロヴァキアの人物も一人ずつ顔を揃え、その担当部署を見ると、前者は、2,429haのSwieca、後者は、2,621haのKorytnica（ドイツ名Theresienlust）という、どちらもクロトシン侯領屈指の大きさの営林区を任されている。概して高年齢の彼らの任用期間は、最も短い1902年採用のチェコ人の場合でも20年以上の長きに亘り、ポーランド人のアルルトは、実に32年以上ものキャリアを誇る。ただし、ただちに建築監督に任じられたヒッパーを唯一の例外として、15年以上の、甚だしきに至っては、アルルトの場合の30年以上もの長い蛭雪を経てようやく現職に昇任することができた。ここには、有能な人材なら、国籍を問わず、終身雇用を用意して登用し、試用期間と言える相当な年限の経歴を積ませた上で昇進を認める一種の成果主義とも言うべきトゥルン・ウント・タクシスの合理的経営方針の一端が垣間見られる。

続いて、RhambergとLonkocinの二つの営林区にも管理人（林地監督）が置かれた事実を示す、任期制の林地使用人に関する第8表を加えて仔細に見ると、結局、クロトシン侯領の計八つの営林区中、営林監督（上級職）または林地監督等の管理人が居ないのは、532ヘクタールしかないSophienau（アーデルナウ郡在）だけだったことが分かる。500ヘクタール程度の比較的小規模な営林区であるならば、他の管理人による兼務もあながち不可能ではない。さらに、林務局に比較的若い林地管理人が配属されている点に、一万ヘクタールを優に超える広大な山林の経営とその保全を重視する該侯領の経営姿勢の特徴的な一面が表れているとすれば、他方、財務局の重要性は、終身雇用のヒッパーが居る同局に、上級書記（Obersekretär）の肩書を持つ62歳のニチュを筆頭とする三名が、1913年以降、任期制とは言え、新たな管理職に加えられ、役職者四人体制を取った点に明らかである。

さらに、クロトシン侯領では、1924年1月1日時点において、林務に携わる要員として、合計15人の臨時職員と13名の契約職員が雇用関係を結んでいた（第9・10表参照）。²⁶13人の林地管理人（Forstwart）が臨時職員の中核を成し、他に、山林監督補佐と用務員が一人ずつ居た。契約職員を見ると、その大半を占める林地監視人（Waldaufseher）以外では、官房補佐と林務補佐が居るだけである。林務全般との関わりで重要なのは、以下の二点である。林地監視人と林地管理人の職階上の相違に関する侯領の服務規程によれば、職階上最底辺に位置する前者は、服務上何ら

第8表 林地使用人の内訳（2）任期付雇用 1924年1月1日

姓名	部署	年齢	任用	現職（肩書）	昇任
B. Mader	林務局	34	1910.10.1	林地管理人	1924.1.1
E. Letzel	営林区	34	1912.10.1	林地監督	1920.5.1
A. Langer	営林区	32	1913.8.1	林地監督	1921.12.1
P. Nitsche	財務局	62	1877.5.1	上級書記	1922.5.5
E. Zboralski	財務局	57	1891.3.1	局長補佐	1920.11.1
F. Beyrer	財務局	38	1911.9.1	建築補佐	1913.10.1

（註記）タクシス侯の1913年7月31日付声明に基づく資料。部署の営林区は、LetzelがRhamberg、LangerはLonkocin。国籍は、全員ドイツ。

（出典）FTTZA, DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Krotoschin. Verzeichnis der F. Beamten und Bediensteten nach dem Stande vom 1. Januar 1924, o. B; (Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 3 u. 50.

²⁶ 「臨時職員」は widerruflich angestellte Beamte、「契約職員」は vertragsmässig angestellte Beamte。

第9表 林地使用人の内訳 臨時職員 1924年1月1日

部署	現職（肩書）	年齢	任用	昇任
I 林務局	林地管理人	44	1903.5.1	1910.3.1
II 財務局	用務員	43	1905.11.15	1905.11.15
III 営林区				
1 Glisnica	林地管理人	53	1899.10.16	1909.2.1
	林地管理人	61	1890.1.1	1909.1.1
	林地管理人	62	1892.1.1	1909.1.1
2 Theresienlust	山林監督補佐	45	1902.9.1	1922.10.1
	林地管理人	53	1898.11.1	1909.1.1
3 Swieca	林地管理人	46	1903.2.1	1914.7.1
	林地管理人	60	1889.10.1	1909.10.1
4 Blankensee	林地管理人	48	1908.7.1	1919.5.1
5 Lonkocin	林地管理人	45	1908.5.1	1914.8.1
6 Rhamberg	林地管理人	58	1892.4.1	1909.10.1
	林地管理人	49	1901.7.1	1909.10.1
7 Hellefeld	林地管理人	55	1897.10.16	1909.10.1
	林地管理人	53	1898.7.1	1909.10.1

(註記) 山林監督補佐は、林地監督の肩書を持つ。財務局の用務員の任用と昇任は、記録上、同じ日。

(出典) FTTZA, DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Krotoschin. Verzeichnis der F. Beamten und Bediensteten nach dem Stande vom 1. Januar 1924, o. B; (Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 2 u. 50.

第10表 林地使用人の内訳 契約職員 1924年1月1日

部署	現職（肩書）	年齢	任用
I 林務局	官房補佐	23	1923.8.1
	林地監視人	39	1919.4.1
II Glisnica 営林区	林務補佐	23	1922.7.1
	林地監視人	30	1920.1.1
	林地監視人	34	1921.1.16
	林地監視人	25	1923.4.1
III Theresienlust 営林区	林地監視人	26	1923.4.1
	林地監視人	31	1923.10.1
	林地監視人	25	1923.10.1
IV Swieca 営林区	林地監視人	33	1919.10.1
	林地監視人	37	1920.10.1
V Blankensee 営林区	林地管理人	40	1912.10.1
	林地監視人	37	1921.10.1

(註記) 林地監視人はWaldaufseher、林地管理人はForstwart。Blankenseeの林地管理人だけ、任用と昇任の日付が異なる。昇任は、1920年7月1日。

(出典) FTTZA, DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Krotoschin. Verzeichnis der F. Beamten und Bediensteten nach dem Stande vom 1. Januar 1924, o. B; (Paul) Niekammers Güter-Adressbücher, Bd. 6, Güter-Adressbuch der Provinz Posen, Stettin 1907, S. 50.

瑕疵なければ、6～10年後の勤務評定を経て、林地管理人に昇任できる。事実、25～26歳の若輩者でも務まる監視人の平均年齢が31.7歳だったのに対して、60歳以上の高齢者を含む管理人の場合、その平均値は、一気に55.9歳まで急上昇している。最高齢62歳の管理人は、52～56歳まで、年季を積まなければならなかった。これが第一。次に、採用取り消し可能な弱い立場の臨時職員ではあるが、1917年の「家族条令」第41・54条等に基づき、年金請求権等の最低限度の権利だけは保障される。ドイツの手厚い社会保障制度の一端が窺われよう。これが第二。次節では、第一次大戦後、クロトシン侯領が辿った悲運の具体的経過を追い、ドイツ世襲財産廃止の特殊事例を明らかにする。

Ⅲ クロトシン侯領の消滅

1 準備的考察

プロイセンの家族財産庁長官E. キューブラーは、大戦後の1924年、「ポーランドのクロトシン侯領は、依然としてレーンなのか、それとも、ポーランドに復帰（Heimfall）したのか？」²⁷を問題の俎上に載せ、同侯領の法的・歴史的地位に係る重大な本質論を展開した。本節では、古今の法制史に通暁した彼の議論を仔細に吟味して、クロトシン侯領消滅の意味を問う検討を行うが、まずは、あらかじめ、第一に、ヴェルサイユ条約締結後の当時の時代背景の大筋を、第二に、難解だが根本的な彼の法律論を正確に理解するために必要なレーン法上の基礎知識を、ともに行論にとって必要な限りで整理して提示する準備的考察を果たす手順を踏んでおきたい。

A. 時代背景

ヴェルサイユ条約が調印された1919年6月28日前後の時代状況を概観すると、新ポーランドの版図として、従前のプロイセン諸州ではなく、東部地域におけるリトアニア人・白ルーテニア人・ウクライナ人に対する「ヤゲロー朝」²⁸（jagellonisch）ヘゲモニーの再建というポーランド人の「歴史的権利」²⁹を重視したピウスツキ（Józef Piłsudski）と、ゲルマン化されたマズレン人・カシユブ人に対するその「民族的（ethnisch）権利」³⁰を主唱した「民族民主主義（Nationaldemokratie）の指導者」³¹ドモフスキ（Roman Dmowski）との役割分担は明らかだった。事実、前者が、1919年の春以降、電撃的な軍事動員によって、翌1920年8月半ばの「ピスワ川の奇跡」³²をもたらし、ソビエト軍を速やかに退却させ、ポーランド絶対有利の「リガ（Riga）平和

²⁷ FTTZA DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen? (Ernst Kübler), o. Bl.

²⁸ M. Broszat, Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik, S. 204. これに対して、第二次大戦後の新生「ポーランドの西方移動」を、中世初期「ピアスト朝期の」（piastisch）版図への遡及によって歴史的に正当化する試みも可能であった。Vgl. M. Broszat, Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik, S. 309, 316 u. 324. ここには、「ポーランド史における『ピアスト朝的』伝統と『ヤゲロー朝的』伝統の対抗」が認められるであろう。Vgl. Andreas Lawaty, Das Ende Preußens in polnischer Sicht. Zur Kontinuität negativer Wirkungen der preußischen Geschichte auf die deutsch-polnischen Beziehungen, Berlin/New York 1986, S. 169.

²⁹ M. Broszat, Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik, S. 205.

³⁰ Ebenda.

³¹ A. Lawaty, Das Ende Preußens in polnischer Sicht, S. 55.

条約」³³（1921年3月18日）の締結を勝ち取り、連邦的な東部ライヒ構想の実現に奔走したとすれば、他方、1919年の「パリ講和会議」代表に任じられたドモフスキは、もう一人の代表パデレフスキ（Ignacy Jan Paderewski）とともに、パリにおいて、ポーランドの反ドイツの西方志向を代表した。時代は下り、1925年12月1日、「ロカルノ条約」³⁴（Locarno-Vertrag）が調印される。シュトレーゼマン（Gustav Stresemann）のドイツは、「ヴェルサイユの厳命」³⁵を守って、ドイツの西部国境を承認し、その変更の要求をすべて放棄した上で、ドイツ - ポーランド国境線の正式な保証を含む「東方ロカルノ体制」³⁶を拒否した。フランスは、「ドイツ東部におけるフランスの近衛騎兵」³⁷たるポーランドの激しい反対にもかかわらず、ポーランド・チェコスロヴァキアとのドイツ国境線の同時的な保証のないまま、「ライン条約」³⁸（Rheinpakt）をドイツと結ぶことに賛成した。1926年の政権奪還後、ピウスツキの「独裁的変革」³⁹下のポーランドでは、フランスとの一面的な結びつきに代わり、より自立的な進路が取られ、1926年から1932年11月まで一貫して外務大臣を務めたツァレスキ⁴⁰（August Zaleski）とともにピウスツキが強く望むドイツ - ポーランド関係改善の機運が高まった。1927年末、ドイツ - ポーランド間経済交渉がようやく再開される。⁴¹

内政面に目を向けると、ピウスツキによる権力掌握後の1920年代初頭期において、国有地・教会の土地の細分化と私有農場の強制的買い占めを、部分的有償方式で企図する内容の農業改革法（1920年7月）⁴²に基づく土地改革を実地に移す機は熟していた。しかし、ドモフスキによる1921年の「三月憲法」⁴³が、私有財産の収用には完全な補償を与えるよう定めたため、それは、結局、憲法と矛盾を来たして実現しなかった。⁴⁴1925年12月28日、180ヘクタール以上の大土地所有の分割・細分化を可能にする「憲法に背馳しない収用法」⁴⁵がようやく成立する。同法は、大地主の自発的な土地引き渡しを優先し、土地が充分供給されなかった場合に限り、収用を敢行することに

³² M. Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, S. 209.

³³ Ebenda.

³⁴ M. Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, S. 219; Gotthold Rhode, *Geschichte Polens. Ein Überblick*, 3., verbesserte Auflage, Darmstadt 1980, S. 484.

³⁵ M. Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, S. 217.

³⁶ M. Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, S. 219.

³⁷ M. Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, S. 217.

³⁸ M. Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, S. 219.

³⁹ Vgl. G. Rhode, *Geschichte Polens*, S. 484-492.

⁴⁰ G. Rhode, *Geschichte Polens*, S. 490.

⁴¹ Vgl. M. Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, S. 225 f.

⁴² Vgl. Rafaell Parzefall und Natali Stegmann (Hrsg.), *Deutsche Besitzungen im ‚Osten‘ und deren Enteignung: Quelleninterpretationen aus einer Projektübung im Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv, Regensburg 2014, Einführung* (R. Parzefall), S. 9.

⁴³ G. Rhode, *Geschichte Polens*, S. 475.

⁴⁴ Zbigniew Landau/Jerzy Tomaszewski, *Wirtschaftsgeschichte Polens im 19. und 20. Jahrhundert*, ins Deutsche übertragen und herausgegeben von Berthold Puchert, Berlin 1986, S. 132 f.

⁴⁵ Pascal Geusch, „Verträge/Entwürfe Krotoschin“-Bestand Loewenfeld Akten Nr. 6, in: R. Parzefall u. N. Stegmann (Hrsg.), *Deutsche Besitzungen im ‚Osten‘ und deren Enteignung: Quelleninterpretationen aus einer Projektübung im Fürst Thurn und Taxis Zentralarchiv*, S. 39. ただし、この一次資料を「1924年2月から同年5月までの間の話し合いを記録」したものとして説明するゴイシュの史料紹介は、必ずしも正確ではない記述を含む。該資料には、1926年5月の重要な意見書が含まれる。さらに、1926年3月19日付意見書は、「日付上最後の文書」ではない。

より、毎年、20万ヘクタールを零細地化するというものだった。⁴⁶

B. レーン法⁴⁷

(1) 「復帰」=ハイムファルとは、例えば「妻の死亡による持参財産の実家への復帰」のように、「財産がその出所に復帰すること」である。⁴⁸封建的レーンの場合、その「復帰」には、ふた通りあり、一方の、封主（Herr）の死亡によるレーンの復帰がヘレンファル（Herrenfall）と呼ばれ、他方、封臣（Mann od. Vasall）の死亡が惹き起こす復帰には、マンファル（Mannfall）の語が当てられる。(2) 用益権（dominium utile - Nutzrecht）しか持たぬ封臣に対して、封主は、上級所有権（dominum directum - Obereigentum）を堅持する。それゆえ、封主の了解なく、レーンを売却または貸与することはできない。(3) 封主のこの上級所有権は、ヘレンファルまたはマンファルのいずれの場合でも、「特定の個人と特定の個人との間に成立する高度に一身専属的な関係」⁴⁹たる「厳に人的な」⁵⁰レーン関係と財産所有の権原によって、その存立根拠を失う。当該レーンは、「最高レーン主（国王）から数えて下封（Weiterverleihung）の何段階目に位置しているかによって決定される」⁵¹いずれかの封主に復帰する。(4) レーン法上のムートウング（Mutung）=「授封更新」については、以下の諸点が重要である。クロトシンのような侯領の場合に生じうるヘレンファルに際して、「レーンの封臣」（Lehnsman）としての侯爵は、「一年と一日」⁵²以内に授封（Belehnung）を更新しなければならず、マンファルが起これば、次期相続権者たるレーンズマンは、改めて、授封を受ける必要がある。(5) レーン制的義務の不履行による「誠実違反」（Treubruch od. der Bruch der Treue）が、「フェロニー」（Felonie）である。この「著しく流動的なフェロニーの概念」⁵³は、ヘル自身の「誠実違反」と、これとは真逆の、ヘルに対する封臣の違反という両面で捉えられなければならない。(6) 中世初期には、レーン相続人の相続権（Anwartschaft）法が、すでに、その価値を認められていた。当初、レーン承継権者は、ひとり直系男子のみであったが、後には、女系ならびに傍系親族にも、相続権が認められる。⁵⁴

⁴⁶ Vgl. Theodor Schieder (Hrsg.), Handbuch der Europäischen Geschichte, Bd. 7, Europa im Zeitalter der Weltmächte, Teilbd. 2, Stuttgart 1979, § 26 Polen von der Wiederherstellung der Unabhängigkeit bis zur Ära der Volksrepublik 1918-1970 (Gotthold Rhode), S. 1003 f.

⁴⁷ 主として、FTTZA DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin; Eva Schlottheuber, Historische Grundbegriffe, V. Das Lehnswesen, 18. November 2008, abgerufen am 18. August 2019, S. 3; Max Weber, Wirtschaft und Gesellschaft. Grundriss der verstehenden Soziologie, Fünfte, revidierte Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Studienausgabe, Tübingen 1985, S. 148 ff. u. 625 ff.; M. ウェーバー『支配の諸類型－経済と社会、第1部、第3章、第4章』世良晃志郎訳、創文社、1970年、105～120頁、M. ウェーバー『支配の社会学 II－経済と社会、第2部、第9章、5節－7節』世良晃志郎訳、創文社、1962年、289～397頁に拠る。

⁴⁸ M. ウェーバー『支配の社会学』II、世良晃志郎訳、経済と社会、第2部第9章、5節－7節、創文社、1962年、301頁、訳註（36）。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 632; M. ウェーバー『支配の社会学』II、世良晃志郎訳、321頁。

⁵¹ Ebenda; 同上。

⁵² 「諸侯レーン」（Fürstenlehn）の「授封強制」（Leihezwang）の場合も、その期間は、一般的な「授封更新」同様、「一年と一日」以内である。Vgl. M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 149 u. 401; M. ウェーバー『支配の諸類型』世良晃志郎訳、107頁、同『法社会学－経済と社会、第2部、第1章、第7章』世良晃志郎訳、創文社、1974年、116頁を参照。

⁵³ M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 631; M. ウェーバー『支配の社会学』II、世良晃志郎訳、320頁。

2 1924年1月8日付キューブラー文書⁵⁵

キューブラーは説く。クロトシン侯領は、1819年、タクシス家が、「郵便大権」を譲渡する補償として、プロイセンから譲り受けた「男系の世襲レーン」＝「プロイセン王家レーン」の一つである。これは、私法上の所有地の一形態であるが、国家をレーン主とする「国家レーン」にはかならない。レーン主自身に帰属する諸権利の総体としての「レーン封主権」(Lehensherrlichkeit)もまた、国家レーンにあっては、私法的特質を帯びるものの、私人ではなく、国家がレーン主であるがゆえに、あくまでも、公的なレーンの権利である。

「諸権利の総体」という同じ表現を使うとしても、「封主権」と「高権」(Hoheit)では、その意味合いを異にする。「レーン封主権」が私法的なものだったとすれば、厳然たる公的権利としての「高権」を具有する国家権力が自己の領土内にある全レーンに対して行使する諸権利の総体が「レーン高権」(Lehnshoheit)である。国家レーンのように、「封主権」と「高権」が同一人格において統一されていても、概念の多様性は排除されない。レーンが見いだされる国家が「レーン高権」を持つのは、その主権(Souveränität)に基づくのに対して、同一人格の国家は、このたびは、私法を抛り所として、「レーン封主権」を行使する。「高権」と「封主権」では、権力の正当性の根拠が違うのである。したがって、プロイセン「王家レーン」の場合は、こうである。君主国の制度以外のなにものでもないその存立根拠は、ひとえに、君主国にある。それゆえ、「王家レーン」の「レーン封主権」とは、元来、「前の所有者」(prodominus)としての君主＝国王だけが行使できる権限であった。とは言うものの、それは、たとえ、授封が、原則、君主によって行われ、また、授封ならびにその更新のようなレーン法的手続きも、ことごとく、君主の下でなされ、さらにその上、レーン記録文書の完成まで君主の手を経たという一連の事態を通じて、受封者が、君主とは、とりわけ近い関係に立っていたその限りで、他のレーンとは外見上際立つ違いを見せたとしても、実質的には、他のレーンと何ら選ぶところのないものだった。

問題のクロトシンのように、ポーランドに割譲されたが以前はプロイセン領だった地所の「レーン高権」は、国家主権同様、ヴェルサイユ講和条約が批准された日の10日後に当たる1920年1月20日を以って、正式にポーランドの手に渡った点に疑義を差しはさむ余地はない。だが、ドイツ領のポーランドへの割譲に関する限り、若干の西部諸郡を除くポーゼン州と西プロイセンの大部分とのそれを指令しただけの1919年6月28日調印のヴェルサイユ講和条約では、「封主権」への言及は何ら行われておらず、ポーランドが「レーン封主権」まで獲得したと結論づけることには無理がある。「高権」と「封主権」では根本的に違うものだし、プロイセン「王家レーン」の「封主権」がポーランドに委ねられる法律行為もなかったからである。プロイセンは、1920年1月までは、「レーン封主権」を行使できる正当な権限を有したと認められなければならない。

いや、それだけではない。そもそも、「レーン封主権」を考える際、第一義的かつ本質的な意味を持つ事柄は、プロイセン「王家レーン」をとりわけ強く特徴づける、封主-封臣間の「信義関係」(Treuverhältnis)である。⁵⁶これに対して、物権的關係は二次的なものにすぎない。プロイ

⁵⁴ ここに、レーン法とフィデイコミス法の共通性が認められよう。ザクセン法におけるフィデイコミス＝「家族世襲財産」には、「家族相続財産」Familienanwartschaftの用語が当てられる。後者について、加藤房雄「ドイツ諸邦における世襲財産の廃止」『広島大学経済論叢』第43巻、第3号、2020年3月、所収を参照。

⁵⁵ 分析の素材は、註6に挙げた一次資料と同じものである。

セン王国の瓦解と共和政の出現によって、レーンを担う封臣家族と国王の間に固く結ばれたこの信義関係は、露と消えた。「王家レーン」の封主は、確かに、国家ではあるが、国家一般では断じてなく、ただひとえに、君主国だけである。つまりは、君主国の中核たる君主＝国王のみが「レーン主」たりうるのである。国王が居なくなれば、「王家レーン」の存在根拠と権限は消失する。ただし、ヘル（国王）は死亡しておらず、ヘレンファルは生じない。⁵⁷

したがって、こうである。1918年11月9日のプロイセンにおける激変＝ドイツ革命によって、君主国は消滅し、これに続く11月13日の条令では、プロイセン国家制度の新たな普遍的原理として、「民主化」が決まった。翌1919年3月10日のプロイセン「家族財産条令」⁵⁸は、この「民主化条令」を「執行するもの」(Ausführung)にほかならない。これによって、レーンを授けられた家族の家族決議に拠るのである、あるいは、直接的な強制の手段を採るのである、「王家レーン」の廃止が指令されたのである。この廃止は、ポーランドに割譲された、プロイセンの旧ポーゼン州一地域だけではなく、プロイセン全域のすべての「王家レーン」に及ぶものなので、取り扱われるべき問題は、ヴェルサイユ講和条約（1920年）のための「休戦協定」に先立つ時期に、プロイセンですでに生じていた法律状態に基づく措置に限られざるをえない。⁵⁹このような法律状況の下で、「王家レーン」たるクロトシンのレーン属性は、1919年6月23・24日の家族決議によって廃棄された。翌6月25日、プロイセン法務省は、同年3月10日の「家族財産条令」第2条と第7条⁶⁰に基づき、当該の家族決議を認可した。ただし、この認可は、レーンを廃止するために形式的に必要な「レーン主」の言明の意味を持つだけであって、それ以上でも以下でもない。該言明は、あくまでも、通常のプロイセン行政の枠内に留まる行為にほかならなかった。レーン法上のハイムファル法を顧慮して、プロイセン法務省が与えた先の認可についても、この点は妥当する。

それゆえ、プロイセンにおけるレーン属性の廃棄は法的に無効とのポーランドの主張は、是認できるものではない。⁶¹なぜなら、プロイセンがポーランドに割譲した領域の主権を、ポーランドが獲得した当日（1920年1月10日）には、すでに、「王家レーン」は、法的に有効に除去されて

⁵⁶ Vgl. Allgemeine Landrecht für die Preußischen Staaten von 1794, § 143, Teil I · Titel 18, Textausgabe mit einer Einführung von Hans Hattenhauer, Frankfurt am Main · Berlin 1970, S. 261.

⁵⁷ Vgl. M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 628; M. ウェーバー『支配の社会学』II、世良晃志郎訳、303頁：「ヘレンファル（ヘルの死亡によるハイムファル）」。この場合、ヘル（君主）＝ヴィルヘルム二世は亡命しこそすれ、存命であり、また、たとえ共和国が君主国に取って代わり、国家形態が変わろうとも、国家は依然として存在するので、ヘレンファルが生じた訳ではないとの立論も可能と思われる。

⁵⁸ 加藤房雄「ドイツ諸邦における世襲財産の廃止」参照。家族財産は、家族世襲財産・レーン・世襲貴族財産 (Erbstammgut) ・直臣貴族財産 (standesherrliches Hausvermögen) の拘束的財産計四種を包括するが、キューブラーは、四番目の財産を捨象している。

⁵⁹ したがって、「休戦協定」における公的価値の「除去」(Beseitigung, removal, distraction) も、また、スパ (Spaa) 議事録に見られる国有財産の価値の軽減も、いずれも問題にならないとキューブラーは述べる。

⁶⁰ 第2条は「家族決議による廃止」(Auflösung durch Familienschluss)、第7条は「定款諸規定の変更」(Änderung stiftungsmäßiger Bestimmungen)。Vgl. Ernst Kübler und Wilhelm Beutner, Die Auflösung der Familiengüter in Preußen. Gesetze, Verordnungen und Ausführungsbestimmungen mit ihren Begründungen nebst den Entscheidungen des Landesamts für Familiengüter unter Berücksichtigung der Rechtsprechung sonstiger oberster Reichs- und Landes Behörden, Berlin 1927, S. 2 und 4.

⁶¹ キューブラーによれば、ハーグ常設国際司法裁判所による1923年9月10日付意見書の諸原則に照らしても、この点を主張しうる。

しまっていた（1919年6月25日）からである。当該時日以降、プロイセンが「レーン封主権」を行使することは決してなかったのである。さらに、レーンのハイムファルとフェロニーが全く問題になりえないことは、言うまでもなからう。冒頭に示した問いに対して、キューブラーが導き出した結論は、こうである。ポーランド在のクロトシン侯領は、もはやレーンではない。それは、ポーランドに「復帰」したのでもない。彼の結論は、このように、二つのナイン（否）であった。

3 ハイムファルに関する関連文書

ハイムファルをめぐる意見書が、上述のキューブラー文書とは別箇に、論点を次の一点に絞って詳細な議論を展開している。⁶²「レーンの封臣（Lehnsmann）としての侯爵が、時宜を得た授封更新（Mutung）を怠ったがゆえに、王家レーンのクロトシンは、ハイムファルしたのか?」。「ハイムファル＝復帰」が行われる前提条件は、次の四つである。1）ヘレンファル（マンファルは問題外）、2）「授封更新期間＝一年と一日」の開始、3）封臣（レーンズマン）の過失＝授封更新の懈怠、4）該レーンは、封臣（Vasall）から奪われている旨の裁判所の判断。

第一点について、仮に、クロトシンのレーン上級所有権（＝「レーン封主権」）が、講和条約第256条に基づいて、プロイセン国からポーランド国へ移行することを認めるにしても、それは、ヘレンファルではない。プロイセン国王からプロイセン国へと「レーン封主権」が移ったこともヘレンファルだったかどうか、疑わしい。この点と関わって、1803～1814年に生じた「皇帝レーン」のバイエルンへの移行の際、授封更新が全く要求されなかったドイツ史上の事例は、示唆的と言える。政治的激変をもたらした支配者の交替をヘレンファルと捉えず、むしろ、レーン当事者全体のムートゥングが免除されたからである。時代は下り、後代のプロイセン政府が1919年12月30日に与えた「義務の免除」（Indult）の内容を見ても、プロイセン国がバイエルン政府と正反対の立場に立ったと結論づけることは難しい。一般論であるが、「義務の免除」とは、ヘレンファルが生じて、ムートゥングの必要が想定される場合、レーン関係者のすべての権利を守るため、あらかじめ万一の不測の事態に備えて、与えられるものだった。いずれにせよ、支配者の交替が、ただちにヘレンファルをもたらす訳ではない。

第二の論点は、以下のとおりである。第一の論点にもかかわらず、レーン封主権の移行によるヘレンファルを、仮に認めると想定しても、授封更新期間は、まだ始まっていない。封臣（レーンズマン）が、何らかの仕方で授封更新を促されないだけでなく、さらにその上、対象となる地所が具体的に示されない限り、授封更新期間は始まりようがないからである。少なくとも、封臣が、レーン主の行為によって、レーンの保有を妨げられれば、授封更新期間は始まらない。この点に注目すれば、クロトシンの場合、講和条約以前の休戦協定に起因する強制管理を通じて、講和条約の批准（1920年1月10日）に先立って、レーン主（＝プロイセン国）の行為により、クロトシンの保有は、すでに、トゥルン・ウント・タクシス侯爵から奪い去られていたとの解釈が可能である。授封更新期間は始まっておらず、第二の前提条件は成立しない。第三に、レーン更新の懈怠がハイムファル権を根拠づけるのは、それが、フェロニーすなわち過失を犯した違反行

⁶² FTTZA DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Rechtsgutachtliche Aeusserung. 著者・日付とも不詳。だが、内容上、プロイセン法務省の専門家がキューブラー文書と相前後して執筆したものと推定される。

為に当たるからにはほかならない。もしも、レーン更新の懈怠について、封臣に何ら落ち度がなければ、ハイムファル権は発生しない。タクシス侯に、過失はない。ゆえに、第三の条件は、ない。さらに、論を一歩進めるなら、そもそも、時宜を得た更新が、過失によって怠られた場合でも、法律上、それだけでは、レーンのハイムファルは発生しない。レーン主が主張しなければならない方法は、むしろ、封臣を相手取った訴え（没収Privationの訴え）である。訴えは行われておらず、裁判所の判断もない。これが第四。

以上、四つの条件はことごとく欠落する。それゆえ、「王家レーン」クロトシン侯領のハイムファルは、全然問題にならない。冒頭に示した唯一の問題点に対する当該文書の結論は、ナインだった。このように、それは、クロトシンの「復帰＝ハイムファル」を、レーン法に照らして原理的に否認することにより、ポーランドへのその「復帰」を認めない論拠を強化する現実的な役目を果たしたのだった。

4 クロトシン売却計画の頓挫 1924年2月5日以降⁶³

1924年2月5日、トゥルン・ウント・タクシス侯爵家は、侯領の売却をめぐり、買い手側と協議した。話し合いを招集した公証人(Notar)のレーヴェンフェルト(Erwin Löwenfeld)の下に顔を揃えたのは、以下の面々である。1) William Löwenfeld, 法律顧問官・タクシス家代理、2) Josef von Mallinckrodt, タクシス侯全権代理・侯領総務局(Generalverwaltung)長、買い手：3) Zbigniew Graf Zoltowski, 4) Wladyslaw Szczepkowski, 農業関係者(Generallandschaftsrat)、5) Juliusz Pradzynski, 農業家。三番目に挙げたZoltowski伯爵は、出席しなかった下記九名の買い手全員の代理を兼務する重責を担った。1) Stanislaw, 職業不詳、2) Zenkteler, 大佐、3) Zygmunt Plucinski, 騎士領所有者、4) Jan Stecki, 農場所有者、5) Stanislaw Stecki, 農業家、6) Kazmierz Raszewski, 中將、7) Boleslaw Slupnicki, 銀行頭取、8) Karol Brzozowski, 農業家、9) Jadwiga Zukowska-Lipowska, 職業不詳。

アルベルト・フォン・トゥルン・ウント・タクシス侯全権代理のマリンクロトは、1924年3月15日を締結期限とする売買契約の素案を提示する。そのあらまは、およそ次のとおりである。ポーランド共和国のクロトシン・オドラヌフ両郡に位置する、約24,300ヘクタールのクロトシン侯領は、売却価格440万ドルと見積もられる。買い手は、1924年3月15日と同年7月1日の2回に分けて、その日までに、タクシス家が持つ、オランダ・アムステルダム銀行の「南アメリカ・プランテーション会社」名義の口座に、200万ドルと残額240万ドルを振り込まなければならない。ただし、1924年4月15日を以って、一回目の賦払い金＝200万ドルの入金を確認することができなければ、侯爵家は、契約を解除してよい。さらに、残額240万ドルが1924年12月末日までに支払われなければ、契約の解除に加えて、違約金50万ドルが課される。全文20条の当該契約書には、以下五名、すなわち、Mallinckrodt, Zoltowski, Szczepkowski, Pradzynskiと公証人代理 W. レーヴェンフェルトの署名が予定された。

売価等の契約内容の大枠は素案どおり変えずに、引き取り計画地の割り振りだけを若干変更するための協議が1924年4月11日に持たれたが、その直後の5月23日、当該事案は、大きな曲がり角を迎える。最初の賦払い金200万ドルがアムステルダムの指定口座に振り込まれなかったこと

⁶³ FTTZA DK, Löwenfeld-Akten, Nr.6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Protokoll vom 5. Februar 1924, o. Bl. に拠る。

が判明したのである。結局、この売却案は頓挫した。翌1925年12月28日、「西ポーランドにおける経済的に優れたドイツ大土地所有に向けられた武器」⁶⁴としての実際上の役割を担った「ポーランド農業改革法」⁶⁵が成立する。

5 1926年5月12日付文書

キューブラー文書の二年有余後、レーヴェンフェルトの手に成った意見書では、「ポーランドは、クロトシンに対する権利を持つのか？」という単純明快な一点のみに論点を絞った精細な法律論が、第一次大戦後の歴史的現実を踏まえる詳細な議論を展開した。⁶⁶

(1) ヴェルサイユ条約第256条：ポーランドは、1919年6月28日に調印されたヴェルサイユ条約第256条⁶⁷に基づいて、旧プロイセン・ポゼン州に、「ドイツ皇帝ならびに王家の他の成員が持っていた私有財産」(the private property of the former German Emperor and other Royal personages)を獲得する。だが、問題のクロトシン領をめぐる経緯は、複雑だった。条約調印三日前の6月25日、ポーランド国家全国評議会(Naczelną Radą Ludową, Oberster Volksrat)は、いち早く、クロトシンを強制管理下に置くことを指令した。条約が発効すると、やや間をおいて、1921年2月16日、所轄のオドラヌフ管区裁判所(Amtsgericht in Odolanów)が、クロトシンの土地登記をポーランド国庫に書き替えた。トゥルン・ウント・タクシス侯爵は、ヴェルサイユ条約第256条が規定するドイツの王族でも、統治者家系の一員でもなかったにもかかわらず、ポーランドは、クロトシンの所有権を事実上獲得する既成事実を積み重ねた。

これに対抗して、クロトシン領を構成する「特別農場」(Landgut)のSwieca⁶⁸を選び出し、ポーランド国庫所有の登記抹消と、その自己所有権の再登記を求める訴状を、所轄のオストルフ地方裁判所(Landgericht in Ostrów)に提出したタクシス侯爵側の動きも機敏だった。Swieca返却の訴えは、第一審において聞き届けられたものの、続く第二・三審では退けられた。1925年11月5日のポーランド最高裁は、1919年11月6日の条令に基づく強制管理が実施された結果、タクシス侯爵の領地は剥奪され、講和条約第297条が規定する意味での清算下に置かれたため、タクシス侯が訴訟を起こす法的措置は許容できない旨の判決を下す。だが、同時に他方では、第一・二審同様、最高裁においても、侯爵に有利な判断も示されたが、その論拠は、以下の二点だった。第一に、タクシス侯は、ドイツのロイヤル・ファミリーの一員ではない。第二に、講和条約によっても、また、1920年7月14日の「ドイツ国の財産権に関するポーランド法」第一条を拠り所にするとしても、彼の領地のポーランドへの帰属を裏付けることはできない。

⁶⁴ T. Schieder (Hrsg.), Handbuch der Europäischen Geschichte, Bd. 7, Europa im Zeitalter der Weltmächte, Teilbd. 2, S. 1004.

⁶⁵ M. Broszat, Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik, S. 227. これは、第二共和国の1939年の終焉まで命脈を保った改革法だった。

⁶⁶ FTTZA DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, o. Bl., Gutachten betreffend die Frage: Hat Polen Rechte an Krotoschin? Berlin, den 12. Mai 1926. WilliamとErwinの共同執筆と思われる。これは、「レーヴェンフェルト文書類第六番」に集成された記録文書の最後のものである。

⁶⁷ Treaty of Versailles/Part IX, Article 256. Vgl. https://en.wikisource.org/wiki/Treaty_of_Versailles, abgerufen am 09. 12. 2019.

⁶⁸ 「特別農場」は、「家族財産」廃止後の新形態の一つである。加藤房雄「ドイツ諸邦における世襲財産の廃止」5頁参照。Swiecaについては、本稿の第3表を参照。

(2) レーンの廃止。1923年12月8日付の意見書において、ポーランドの自治体(Wojewodschaft)の長Piechockiは、レーンとしての適切な「授封更新」が行われなかった以上、クロトシンはポーランドに「復帰」と見なすほかないとの説を唱えるが、ポーランド政府は、この説に与しなかった。以前のプロイセン領の「家族財産」に関する1921年12月18日の法律を用意したポーランド政府は、ポーランドに存在する唯一のレーンであるクロトシン領について、レーンの廃止を指令した。政府は、クロトシンがレーンだったことを認めた。訴訟では、レーンたるクロトシンがポーランドに「復帰」と主張する異議も申し立てられなかった。

では、それにもかかわらず、ポーランド政府は、なぜ、クロトシンに対するレーン権を要求したのか、疑問が残る。この点を解く鍵は、さしあたり、次の二つの事実に求められよう。第一に、タクシス侯爵ならびにŻółtowski伯爵のレーン権を国が放棄する代償として、国は、クロトシン領の一万モルゲン相当の土地を無償で引き渡すよう求めたこと、そして、第二に、クロトシンのレーン属性は、一度は不動産登記簿から抹消されたものの、1925年9月8日、ポーランド国のために再登記されたこと、である。政府は、この二点を盾に取るのであるが、必ずしも説得的ではない。ポーランドがクロトシンについて確たるレーン権を主張できるか否かについては、精査が必要である。少なくとも、「授封更新」を論じる以上、ポーランドは、1925年11月5日、結審した最高裁訴訟において、タクシス侯のクロトシン所有権を認めず、これを争ったのであるから、その開始は、最高裁判決の既判力とともに初めて、すなわち、早くとも、1925年11月5日を以てようやく始まったと見るのが相当であろう。だが、ポーランドが「授封更新」した形跡は認められない。

そもそも、ヴェルサイユ条約発効以前に、「レーン・クロトシン」は、すでに廃止されていた。レーンがなくなれば、当然、プロイセン国に、その上級所有権は、ない。レーンの廃止がポーランドに対しても法的に有効だったことを踏まえるならば、もはや存在しないレーン権がポーランドに移ることなど、ありえなかったのである。起源を辿れば、軍役を果たす封臣(Vasaal)と保護を与えるヘル(Lehnsherr)の間の信義関係に立つレーンとは、中世封建国家の一制度以外のなにものでもない。プロイセン王とドイツの侯爵(Reichsfürst)がヘル・ヴァザル関係を結んだ「王家レーン」のクロトシンの場合、「神聖同盟」時代の1819年当時に該レーンの成立を根拠づけた理念は、当時の社会通念から見れば、明らかに、時代に不適合な(unzeitgemäß)ものだった。1918年11月9日、ドイツ革命が勃発し、王政は廃止され、11月12日には、臨時政府が発足する。翌13日、国民への布告が發布され、反動的プロイセンの民主化が謳われる。民主的共和政下でレーンが余命を保つ余地はなく、1919年3月10日の「家族財産条令」により、その廃止が決まる。クロトシンがレーンであることを止め、タクシス侯の自由な私有財産となったのは、同家の1919年6月の家族決議に拠るが、該条例に基づくこの決議は、王室裁判所(Kammergericht)によって確認され、レーン主に当たるプロイセン政府ならびに王家レーン管轄庁(Thronlehnskurie)による認可を得る正式な手順を踏んだ。クロトシンがレーンではなくなった以上、その「復帰」も「上級所有権」も何ら問題にならず、ポーランドは、それを主張することはできない。

(3) フェロニー。念のために、プロイセン国の「レーン上級所有権」(Oberlehnsrecht od. Obereigentum)がポーランドに移ったことを仮に認めるにしても、重大な疑義が残る。「レーン主」たるポーランド政府の誠実義務違反=フェロニーが疑われるのである。プロイセン・レーン法によれば、「授封更新」の不履行に、罰金は科されるものの、レーンのハイムファルは起こらない。⁶⁹上級所有権変更のレーン主側からの告知がなかったこと、そして、授封更新用の地所が封

臣に知らされなかったこと、この二点は、すでに、レーン主側の重大なフェロニーである。ポーランドは、このことに責任がある。それだけではない。ポーランドがクロトシンの上級所有権を持つとすれば、ポーランドは、その喪失に際して、レーン勅許状に基づきレーン主に課される義務、なかんずく、レーンの保有と更新について、封臣を保護する義務を負う。だが、ポーランドは、これらの義務を怠った。法律顧問官は、以下の事実を列挙して、自説を裏付けている。

i クロトシンを強制管理下に置いた、ポーランド国家全国評議会 (Naczelna Rada Ludowa, Oberster Volksrat) の1919年6月25日付指令。

ii 1923年以降、クロトシンの収支報告はタクシス侯に示されなかった。クロトシンからの収入が侯に支払われなかったばかりか、あまつさえ、彼の意思に反して、借地契約の延長も行われなかった。その結果、タクシス侯の財産には、少なからぬ損害が加えられた。

iii ヴェルサイユ条約ならびに1920年7月14日法に基づき、登記名義をポーランド国庫へ書き換えさせた1921年2月16日付オドラヌフ管区裁判所判決。

iv 国は、訴訟を起こして、クロトシンを、ヴェルサイユ条約によりポーランドに与えられる敵性資産の一つとして、獲得しようと試みた。

v そればかりではない。レーン法によれば、レーン主が封臣に与える保護は、レーン概念の基本にほかならず、⁷⁰1819年8月3日のクロトシンのレーン認許状 (Lehnsbrief) にも、「ラントならびにレーンのヘルとして、法律に則り、力強く」、封臣とその子孫を庇護することは、レーン主の義務であると明記されていた。封臣を保護しないフェロニーを犯したレーン主は、上級所有権とレーン封主権を失う。⁷¹ポーランドは、クロトシンの「保有と受益」について、封臣を守らなかつただけではなく、彼らの「保有と利用」を奪ったあげく、その所有権を不当に要求した。レーン法上の明白なフェロニーの責任を取らねばならぬポーランドは、クロトシンの上級所有権と封主権を喪失せざるをえない。

法律顧問官は、このように、重大な三つの問題に論及して、「ポーランドには、クロトシンを要求できる正当な権利はない」と結論づけた。だが、キューブラーやレーヴェンフェルト等ドイツ側の努力も空しく、当該文書公表後半年ほど経過した1927年6月24日、先述の「ポーランド農業改革法」(1925年12月28日)に基づき、クロトシン侯領の「事実上の収用」⁷²が敢行され、「プロイセン王家レーン」の土地所有権は、ポーランド第二共和国へ帰属することが決した。これにより、ドイツ世襲財産の具体的一形態が消滅する。それゆえ、本案は、ドイツ世襲財産廃止の特殊事例と言える。ポーランドのみならずペーメンとユーゴスラヴィアにおいても同様に実行された「土地改革 Bodenreformen」⁷³により、第一次大戦後、所有地の甚大な喪失を経験したタクシス家は、「大ドイツ的」広域圏から撤退し、ドイツ一国のみの大土地所有者へと転身せざるをえなかった。

⁶⁹ 「第三階級のフェロニー」。§ 157 I, 18 ALR.; Allgemeines Landrecht, S. 261.

⁷⁰ § 13 I, 18 ALR.; Allgemeines Landrecht, S. 257.

⁷¹ § 164, § 181, u. § 640 I, 18 ALR.; Allgemeines Landrecht, S. 261 f. u. 278.

⁷² Vgl. R. Kędzierski, Die Geschichte des Fürstentums Krotoszyn, S. 520.

⁷³ Neue Deutsche Biographie, Bd. 26, Berlin 2016, S. 232; R. Parzefall u. N. Stegmann (Hrsg.), Deutsche Besitzungen im ‚Osten‘ und deren Enteignung, Einführung (R. Parzefall), S. 9.

IV 結語

(1) 「1900年頃の数十年間は、大土地所有が〔タクシス家の〕企業のアイデンティティーを構成する基礎要因」⁷⁴だったことは確かだが、トゥルン・ウント・タクシス侯は、「大土地所有者として、いばら姫のように百年間眠り続けたあと」⁷⁵、その大土地所有は、今や、企業のアイデンティティーを形作るものではなくなった。⁷⁶かつての郵便経営者は、大土地所有者としての「眠り」から覚めると、金融サービス業分野に活路を見いだし、「貴族企業家」⁷⁷へと変身する。第二次大戦後の企業経営に至るこの基本線を活写したW. ベーリンガーの浩瀚な通史は、該研究のスタンダード・ワークである。しかし、彼の成果を尊重した上でなお、次の問いが残る。トゥルン・ウント・タクシス侯が「いばら姫」だった百年間、大土地所有が、同家のアイデンティティーであり続けたことは、事実である。では、元皇帝直属貴族の代表格たるタクシス家は、はたして、実際に、百年もの長い間深い眠りに落ちた「いばら姫」にすぎなかったのか。19世紀中葉期から第一次大戦期へと進む現代史的展開において、その社会経済活動には何ら有意義な意味はなく、ひたすら旧態依然たる「封建制貴族」⁷⁸ないし、これに近い存在として「眠り」続けたのか。そもそも、トゥルン・ウント・タクシス家の大土地所有としてのアイデンティティーとは、何か。ベーリンガーが必ずしも深く追究しなかったこの論点について、ここでは、さしあたり、本稿が得た成果を次のように整理するに留めておきたい。

トゥルン・ウント・タクシス侯は、先ず最初に、前稿で見たとおり、19世紀初頭以降の近代化に懸命に対応し、「農民解放」で得た償却金の適切な処理に当たり、あえて、プロイセン政府の基本方針どおりとは言えぬ、「フィデイコミス法と所領の家憲 (Hausgesetze)」⁷⁹を拠り所にして最大限腐心し、(広義の) フィデイコミス所有のアイデンティティーを示した。⁸⁰さらに、レーゲンスブルクから遠く離れたクロトシンで所領管理の重責を担う優秀な代理人を選任して、1920年代の労務管理に当たらせ、一方では、有能な人材でありさえすれば、国籍を問わず、終身雇用を用意し登用を進めて昇進まで認める一種の成果主義を採るとともに、他方、採用取り消し可能な弱い立場の臨時職員にも、年金請求権等の最低限度の権利を保障して、ドイツの手厚い社会保障制度の一端を窺わせた。タクシス侯は、順当な合理的判断のできる人物だったことが分かる。加えて、第一次大戦後迎えた侯領の危急存亡の難局に際しては、顧問弁護士に助力を求め、専門的知見に基づく揺るぎない法理を築かせて、ドイツ法に基づきクロトシンの所有権を主張する合法的=積極的論陣を張るとともに、ハーグ国際司法裁判所⁸¹に提訴して国際世論へ働きかける努力も

⁷⁴ Wolfgang Behringer, Thurn und Taxis. Die Geschichte ihrer Post und ihrer Unternehmen, S. 295; ヴォルフガング・ベーリンガー、高木葉子訳『トゥルン・ウント・タクシス。その郵便と企業の歴史』365頁。ただし、「アイデンティティーを構成する基礎要因」の原語は、Identifikationsbasis。

⁷⁵ Ebenda, S. 358; 同上、437頁。訳文は、「大土地所有者として、百年の長い眠りを貪ったあと」。

⁷⁶ Vgl. ebenda, S. 296; 同上、366頁、参照。訳文では、「企業のアイデンティティーの本質を成してはいない」。原文に、「本質」の文言はない。

⁷⁷ Ebenda, S. 350; 同上、427頁。

⁷⁸ Ebenda, S. 350; 同上、427頁。

⁷⁹ Harald Winkel, Die Ablösungskapitalien aus der Bauernbefreiung in West- und Süddeutschland. Höhe und Verwendung bei Standes- und Grundherren, S. 151.

⁸⁰ 加藤房雄「プロイセンのクロトシン侯領」IV「農民解放から土地闘争へ」『広島大学経済論叢』第44巻、第1・2号、51～54頁、参照。

怠らなかった。これも、トゥルン・ウント・タクシス侯の合理的・遵法的大土地所有者としてのアイデンティティーを措いては考えられない彼の努力の一環である。それゆえ、タクシス侯が「大土地所有者として、いばら姫のように眠り続けていた」と見る理解は、必ずしも妥当ではない。

(2) フィデイコミスを含む全「家族財産」の「廃止」(Auflösung)に関する1919年のプロイセン「家族財産条令」は、「王家レーン」を含むすべての「譲渡制限財産」の「廃止」を定めた。「第一次世界大戦終焉後の君主制の崩壊は、必然的にワイマル憲法による家族世襲財産の廃止」⁸²に繋がった。当初は任意だった廃止法に、相当な補足や変更が繰り返し加えられ、全体の見通しは必ずしも容易ではないが、ここで確認されなければならないことは、該条例を起点として、ドイツにおける譲渡制限財産の近代的廃止法が、1920年6月23日の「貴族法」⁸³(Adelsgesetz)と同年11月19日の「強制廃止法」⁸⁴(Zwangsauflösungsgesetz)を経て、1930年4月22日の「世襲財産新法」⁸⁵へと繋がり、世襲財産の「漸次的廃止」⁸⁶が行われた点である。プロイセン法制史上の連続性は、明らかである。これが「家族財産条令」の第一の意義とすれば、次に、それは、同時に他方で、ヴェルサイユ条約後のポーランド統治下にあってもなお、タクシス家がクロトシン侯領の所有権を正当に主張しうる根拠法として準用される重要な役割を果たした。もとより、ヴェルサイユ条約第256条の論点も軽視されてはならないが、ことレーンの問題に関する限り、「王家レーン」の消滅と私有財産の承認が、ポーランドにおけるドイツ人貴族の私権存続の論拠に用いられ、その法的根拠の一つが「家族財産条令」だった。「廃止」のための法律が、逆に、「存続」の論拠に用いられる逆説的関連——当該条令のドイツ・ポーランド現代関係史上の意義は、ここにある。同条令の二重の意義が指摘されなければならない。

[本稿は、2017～2020年度日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究(C)「一次資料に基づく世襲財産制の実証研究—プロイセン・ザクセン・南ドイツの比較地域史」(課題番号17K03842)による研究成果の一部である]。

⁸¹ Vgl. FTTZA DK, Löwenfeld-Akten, Nr. 6, Verträge/Vertragsentwürfe/Gutachten Krotoschin, Besteht das Fürstentum Krotoschin in Polen als Lehn weiter oder ist es an Polen heimgefallen? (8. 1. 1924), o. Bl. Ernst Kübler 署名文書。

⁸² Karl Hasel, Forstgeschichte. Ein Grundriss für Studium und Praxis, Hamburg und Berlin 1985, S. 86; カール・ハーゼル、山縣光晶訳『森が語るドイツの歴史』築地書館 1996年、166頁。

⁸³ Gesetz über die Aufhebung der Standesvorrechte des Adels und die Auflösung der Hausvermögen. Vom 23. Juni 1920. Vgl. Ernst Kübler u. Wilhelm Beutner, Die Auflösung der Familiengüter in Preußen. Gesetze, Verordnungen und Ausführungsbestimmungen mit ihren Begründungen nebst den Entscheidungen des Landesamts für Familiengüter unter Berücksichtigung der Rechtsprechung sonstiger oberster Reichs- und Landesbehörden, S. 17-24.

⁸⁴ Verordnung über die Zwangsauflösung der Familiengüter und Hausvermögen (Zwangsaufhebungsverordnung). Vom 19. November 1920. Vgl. Preußische Gesetzsammlung, Jahrgang 1920, Nr. 47, Berlin, S. 463-513.

⁸⁵ Otto Schulz, Das neue preußische Fideikommissgesetz, in: Juristische Wochenschrift, herausgegeben von Deutschen Anwaltverein, 59. Jahrgang, Heft 31/32, 1930, S. 2349 ff.

⁸⁶ Fritz Stier-Somlo und Alexander Elster (Hrsg.), Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Erster Band, Berlin und Leipzig 1926, Auflösung der Familiengüter (Oskar Klässel), S. 372; Hartmut Fischer, Die Auflösung der Fideikommisse und anderer gebundener Vermögen in Bayern nach 1918, Baden-Baden 2013, S. 51.